

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分基準</p> <p>第1～第6 (省略)</p> <p>附 則 この基準は、平成30年8月10日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この基準は、令和3年3月1日から施行する。</u></p>	<p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく処分基準</p> <p>第1～第6 (省略)</p> <p>附 則 この基準は、平成30年8月10日から施行する。</p>

新

旧

別記様式 1

別記様式 1

番 号
年 月 日

番 号
年 月 日

指示書

指示書

住所

住所

氏名又は名称

様

氏名又は名称

様

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第22条第2項の規定により、次のとおり指示する。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第22条第2項の規定により、次のとおり指示する。

指示事項

指示事項

理由

理由

年 月 日

年 月 日

高 知 県 知 事 印

高 知 県 知 事 印

(教示)

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第160号）に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に高知県知事に対して審査請求をすることができます。

新

旧

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式2～別記様式7略

別記様式2～別記様式7略